

令和8年度（第1回）松戸市職員採用試験受験案内

〔民間企業等職務経験者〕

松戸市では、令和9年度採用予定者を次のとおり募集します。

松戸市では、民間企業等で培った知識や経験を松戸市で活かそうという意欲があり、即戦力として活躍できる人材を求めています。

1 試験区分・募集人数・主な職務内容

試験区分	募集人数	符号	主な職務内容	
技術職 (土木)	5名程度 ※	C	道路、河川、公園緑地、下水道等の計画・設計・保守管理に関する業務等、専門技術や経験を活かせる業務に従事します。	
技術職 (建築)	10名程度 ※	D	建築物の設計、建築確認申請審査及び構造計算に関する業務等、専門技術や経験を活かせる業務に従事します。	
技術職 (電気)	3名程度 ※	E	建築物・施設等の電気設備の設計・保守管理に関する業務等、専門技術や経験を活かせる業務に従事します。(IT関連業務の募集はありません。)	
技術職 (機械)	3名程度 ※	F	建築物・施設等の機械設備の設計・保守管理に関する業務等、専門技術や経験を活かせる業務に従事します。	
行政職	学芸員 (文化財担当)	1名程度 ※	G	教育委員会において、埋蔵文化財の発掘、整理、その他の運営に必要な業務、文化財の指定、保存、調査に関すること等に従事します。なお、人事異動等により専門分野以外での学芸員資格を活かす所属で勤務する場合があります。 ※現場作業が多いため、体力を要する業務となります。
	学芸員 (歴史学担当)	1名程度 ※	H	教育委員会において、日本の中世を中心に近世を含む資料の調査、研究、収集、保存、管理、展示、その他の運営に必要な業務等に従事します。なお、人事異動等により専門分野以外での学芸員資格を活かす所属で勤務する場合があります。
	学芸員 (民俗学担当)	1名程度 ※	I	教育委員会において、民俗資料の調査、研究、収集、保存、管理、展示、その他の運営に必要な業務等に従事します。なお、人事異動等により専門分野以外での学芸員資格を活かす所属で勤務する場合があります。
	心理士	3名程度 ※	J	福祉長寿部、子ども部等に勤務し、主に幼児の心理評価、発達支援、保護者及び地域への支援、こども家庭センター業務、児童生徒・保護者等からの相談業務等に従事します。

※ 同日に試験を行う同じ職種（民間企業等職務経験者採用以外の同職種）と合わせての人数です。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

- (1) 昭和42年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
- (2) 民間企業等での各試験区分に対応する職務経験が、技術職（土木・建築・電気・機械）については、直近7年中（令和元年5月15日から令和8年5月14日まで）5年以上ある人、それ以外の職種については、直近10年中（平成28年5月15日から令和8年5月14日まで）3年以上ある人
 - ① 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週35時間以上（心理士については、週25時間以上）の勤務を2年以上継続して就業していた期間が該当します。なお、学芸員（文化財担当・歴史学担当・民俗学担当）については、勤務形態や継続就業の制限はありません。（1か月未満の期間がある場合は、30日を1か月として計算します。）
 - ② 技術職（土木・建築・電気・機械）を受験する場合は、各試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験が5年以上ある人。
 - ③ 学芸員（文化財担当）を受験する場合は、学芸員資格を有する人で、大学または大学院において、考古学、歴史学または文化財学を専攻し、卒業・修士課程を修了した人。あわせて発掘調査、遺物整理の経験があり、学芸員資格の取得後にその資格に関する職務経験が3年以上ある人。
 - ④ 学芸員（歴史学担当）を受験する場合は、学芸員資格を有する人で、大学または大学院において、歴史学（日本中世史）を専攻し、卒業・修士課程を修了した人。また、学術誌・学術書等に論文等が複数回掲載された実績があり、学芸員資格の取得後にその資格に関する職務経験が3年以上ある人。
 - ⑤ 学芸員（民俗学担当）を受験する場合は、学芸員資格を有する人で、大学または大学院において、民俗学（文化人類学を含む）を専攻し、卒業・修士課程を修了した人。また、学術誌・学術書等に論文等が複数回掲載された実績があり、学芸員資格の取得後にその資格に関する職務経験が3年以上ある人。
 - ⑥ 心理士を受験する場合は、公認心理師、臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格）、または臨床発達心理士（一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する資格）の資格を有する人で、資格免許取得後にその資格免許に関する職務経験が3年以上ある人。
 - ⑦ 職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
 - ⑧ 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることができません。
 - ⑨ 最終合格発表後、職務経験年数等の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
なお、5年以上（学芸員、心理士については3年以上）の職務経験期間が確認できない場合は、採用することができません。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、就業規則等で定められた週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。
 - ⑩ 本市職員である人は、受験することができません（臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）。
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 日本国籍を有しない者（ただし、心理士についてはこの限りではありません。）
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 松戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続（電子申請での申込みとなりますので注意してください。）

(1) 申込方法

「松戸市オンライン申請システム」（以下、「システム」とします。）によりインターネットでの受験申込みを行います。

【パソコン・スマートフォンの動作環境について】

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Microsoft Edge バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
macOS 10.15 Catalina 以上	・ Safari バージョン 15 以上 ・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
Android 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上
iOS バージョン 15 以上	・ Safari バージョン 15 以上

※サポートが終了しているOS・ブラウザを含め、上記の環境以外は推奨環境外となりますので、システムをご利用いただけないおそれがあります。

【個人用メールアドレスについて】

確実に連絡がとれる電子メールアドレスが必要となります。

システムにおいて登録されたメールアドレスに受験申込み完了等のご案内を送信します。

mcdigitalonlinesinnsei-c@city.matsudo.chiba.jp

mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

mcsaiyou@city.matsudo.chiba.jp

renraku@cbt-s.com 等

からのメールを受信できるように設定してください。

※携帯電話会社が提供するキャリアメールは試験に関する通知が届かない場合がありますので、登録はご遠慮ください。

(2) 申込期間

令和8年5月15日（金）～令和8年6月5日（金）午後5時（受信有効）

※申込期限間近はサーバーが込み合う可能性があります。

申込期間を過ぎた場合、システムへの入力途中（システムに保存されたものも含む）であっても申請ができなくなります。時間に余裕をもって申請してください。

※申請完了後は申込み内容を修正することはできません。入力項目や添付ファイル等、申込申請前に再度確認してから送信してください。

(3) 受験票の交付

システムへの申込申請後、市で申込内容の確認が済みましたら、登録されたメールアドレスに受験票交付について通知しますので、システムからダウンロードして印刷のうえ試験日に持参してください。

【受験申込みの流れ】

1 受験案内の確認	必ず、市ホームページから松戸市職員採用試験（第1回）受験案内の内容を確認してください。
2 「松戸市オンライン申請システム」へアクセス	はじめて利用される方は、新規登録を行ってください。その際、メールアドレスやパスワード等の設定が必要となります。
3 申請手続きの選択	「申請できる手続き一覧（個人向け手続き）」から「職員採用応募手続き」を選択してください。 ※市ホームページ内の職員採用情報ページのリンクから直接アクセスできます。
4 内容の入力・送信	<ul style="list-style-type: none"> ・「ログイン」ボタンから利用者 ID（メールアドレス）とパスワードの入力によりログイン ・「次へ進む」から必要項目へ入力する。（顔写真データをアップロードする必要があります。） ・必要箇所への入力およびデータのアップロード後、「申請する」により申請完了 ・申請完了後、登録されたメールアドレスへ申請受付のメールが送信されます。
令和8年6月5日（金）午後5時 申請〆切	
5 申込状況の確認	<p>申請後、市で申請内容の確認を行います。 システムの「マイページ」において、申請状況を確認してください。</p> <p><u>※申込内容に不備がある場合はマイページに申請を差戻しますので定期的に確認をお願いします。</u></p> <p><u>※申込内容に不備があり差戻した場合は、6月11日(木)までに再度申請がない場合は申込を却下します。</u></p>
令和8年6月15日（月）までに受験票交付	
6 受験票の印刷	申込み内容の審査完了後、登録されたメールアドレスへ受験票印刷のご案内を送信しますので、システムの「マイページ」から「受験票」をダウンロードのうえ、印刷して試験日当日に持参してください。

【補足事項】

●システムへの入力関係

・申込申請の完了について

システムの利用者登録をしたのみでは受験申込みは完了していません。必ずシステムから受験申込みを行い、申請を完了してください。

・アップロードするファイルについて

写真データ

申込みから3か月以内に撮影し、脱帽、上半身、正面向きのもので、縦横の比率4:3、JPEG、JPGの形式

※提出いただいたデータを面接試験の際の履歴書用の写真として使用いたします。

受験資格の免許証等の写し

スキャナでPDFファイルにしたもの

学芸員：学芸員資格の取得を証する書類の写し

心理士：公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士資格認定証の写し

卒業（見込み）証明書または修士課程修了（見込み）証明書

※学芸員のみ必要となります。

スキャナでPDFファイルにしたもの。

・市からの連絡について

申請内容に不備や確認事項がある場合はマイページに申請を差戻します。あわせてメールで連絡しますので、特に申込み後から受験票の交付まではマイページまたはメールアドレスを確認するようにしてください。連絡が取れない場合は申込を却下する場合があります。

(4) 注意事項

①複数の試験区分の申込み及び申込み後の試験区分の変更はできません。

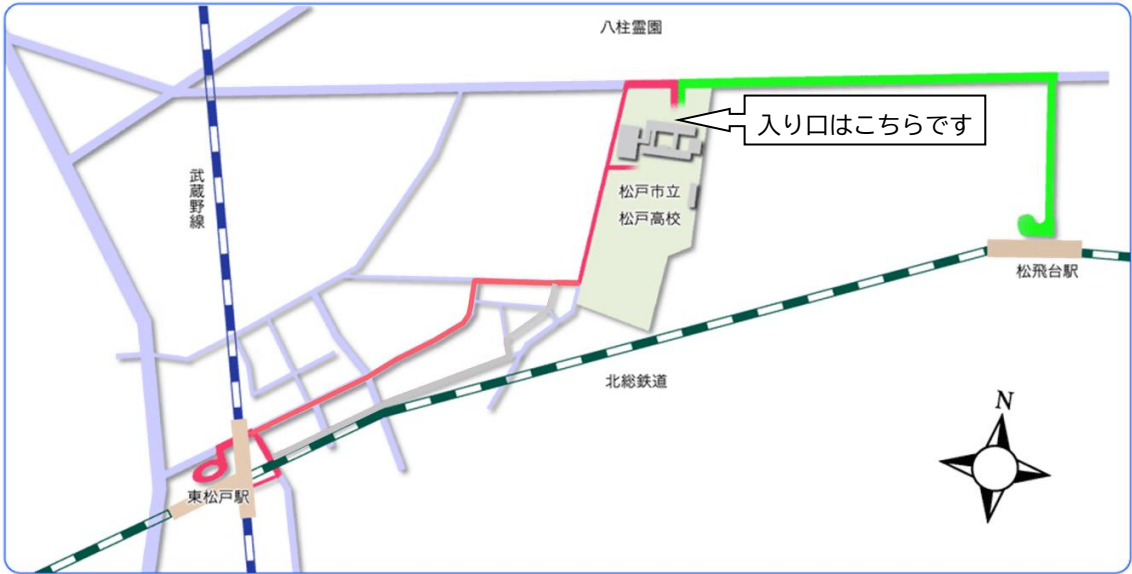
②受験資格がないことや申込内容に虚偽または不正があったことが判明した場合は、合格取消しとなる場合があります。

③システム障害、メンテナンス等によるシステムの停止や通信機器の故障等によるトラブルについて、松戸市は一切責任を負いません。

④市は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、職員採用試験に係る事務を行う目的以外に利用又は提供せず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた保護及び適正管理を行います。

※ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる場合は、必ず申込時に電話等で相談してください。

4 第1次試験（択一式教養試験・択一式専門試験・作文）日時、試験会場等

<p>日時</p>	<p>令和8年6月21日（日） 午前9時開場 ※試験区分によって集合時間が異なるので注意してください。</p> <table border="1" data-bbox="280 286 1409 533"> <thead> <tr> <th>試験区分</th> <th>受付・開始時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学芸員（文化財担当、歴史学担当、民俗学担当）</td> <td>午前9時00分～9時20分 受付 午前9時30分 開始</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>午前9時45分～10時05分 受付 午前10時15分 開始</td> </tr> </tbody> </table>	試験区分	受付・開始時間	学芸員（文化財担当、歴史学担当、民俗学担当）	午前9時00分～9時20分 受付 午前9時30分 開始	上記以外	午前9時45分～10時05分 受付 午前10時15分 開始
試験区分	受付・開始時間						
学芸員（文化財担当、歴史学担当、民俗学担当）	午前9時00分～9時20分 受付 午前9時30分 開始						
上記以外	午前9時45分～10時05分 受付 午前10時15分 開始						
<p>試験会場</p>	<p>松戸市立松戸高等学校（松戸市紙敷2-7-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 JR武蔵野線・東松戸駅より徒歩13分 北総鉄道・東松戸駅または松飛台駅より徒歩13分 ・バス 京成バス千葉ウエスト・五香駅西口から東松戸駅行き、市立高校下車、徒歩0分（1時間に1本程度） <p>【自家用車・バイク・自転車での来場はご遠慮ください。】</p> <p>※ 受験者の申込状況により試験会場を変更する場合があります。 令和8年6月15日（月）からホームページ等でもお知らせしますので、必ず確認してください。</p> 						
<p>持参するもの</p>	<p>受験票、鉛筆（HB）、ボールペン、消しゴム、時計、昼食（学芸員受験者は不要）、上履き、下足袋</p> <p>※シャープペンシルを使用することはできません。 ※携帯電話やスマートウォッチ等の通信機器付のあらゆる機器は使用不可</p>						
<p>試験会場内の注意事項等</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 試験終了まで試験会場外に出ることができません。 ② 試験問題は、持ち帰ることができません。不正な持ち帰りが発覚した場合は、合格取消しとなります。 ③ 昼食及び飲料は、持参してください。（学芸員については、昼食不要）。試験会場内の自動販売機は、使用することができません。 ④ ゴミは、自宅に持ち帰ってから捨ててください。 ⑤ 試験会場内は禁煙となります。なお、東松戸駅周辺は、指定場所以外での喫煙が禁止となっておりますので、注意してください。 						

5 第1次試験の内容等

(1) 択一式教養試験・択一式専門試験・作文

ア 試験時間及び内容

試験区分	試験時間	試験内容
学芸員	午前9時30分～午後0時15分（予定）	択一式教養試験・作文
心理士	午前10時15分～午後2時15分（予定）	択一式教養試験（午前） 択一式専門試験（午後）
技術職	午前10時15分～午後2時45分（予定）	択一式教養試験（午前） 択一式専門試験（午後）

イ 試験問題の出題分野

試験区分	科目	出題分野	
各試験区分共通	教養	言語、数理、論理、常識、英語 ※公務員試験対策不要な(株)日本経営協会総合研究所が提供する「SCOA」を使用します。	
技術職 (土木) (建築) (電気) (機械)	専門	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
		建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
		電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
		機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
心理士	専門	心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学

(2) 適性検査

適性検査は電子申請に登録したメールアドレスに「renraku@cbt-s.com」より、受検案内メールを送信します。各自のパソコン・スマートフォンなどで令和8年6月12日から令和8年6月22日までに受検していただきます。

6 第2次試験の日程等

第1次試験合格者に文書で通知します。

【試験日】令和8年7月13日（月）

【試験内容】プレゼンテーション試験、個人面接

※プレゼンテーション試験は、あらかじめ指示する課題について、意見を発表していただく試験です。なお、課題等の実施に関する詳細については、第1次試験の合格通知に同封します。

7 合格者の発表

- (1) 第1次試験の合否は、令和8年6月30日（火）頃までに文書で本人に発送します。また、合格者の受験番号は、松戸市ホームページに掲載します。
- (2) 最終合否は、令和8年7月下旬頃までに文書で本人に発送します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則全員が採用されます。合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。名簿登載期間は、令和10年4月1日までとなります。
- (2) 採用候補者名簿登載者は、令和9年4月1日以降、欠員の状況に応じて順次採用となります。
また、既に学校等を卒業している人については、欠員の状況に応じて、採用予定者が希望する場合は令和8年10月1日付け等、令和9年4月1日より前に採用する場合があります。
- (3) 単位未取得等により卒業が延期された場合や資格免許職で当該資格免許を取得できなかった場合は、採用取消しとなります。
- (4) 受験資格がないことや申込内容に虚偽または不正があったことが判明した場合、または採用時に必要な書類の提出がない場合は、合格または採用を取消しとなる場合があります。

【こども性暴力防止法について】

- ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こども性暴力防止法の制度対象となる業務（認定予定を含む）に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、制度対象となる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、制度対象となる業務に従事する可能性のある受験生に対し、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認する場合があります。この結果、特定性犯罪の前科を有し、虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採用しないことがあります。

9 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が、試験の受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しください。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することができません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1か月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1か月間

10 給与

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 初任給は、最終学歴・経歴（職務内容・期間等）に応じて、一定の基準により決定します。
大学等卒業直後に民間企業等で正規職員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、令和8年4月における初任給（地域手当を含む）は、それぞれ次のとおりです。
なお、技術職以外の職種は、職務経歴年数として換算するのは資格取得後の経歴分のみとなります。

正規の職務経歴年数 （ ）内は標準的な年齢	技術職、学芸員、心理士
職務経歴9年（31歳）	312,620円
職務経歴13年（35歳）	322,520円
職務経歴18年（40歳）	337,700円

- (2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。
- (3) 今後の給与改定・議会等の状況によっては、初任給等の額が変動します。

11 勤務時間、休暇等

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等により定められています。

- (1) 勤務時間
原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分
（土曜日及び日曜日は休みとなります。ただし、職場によって異なる場合があります。）
※令和8年10月1日よりフレックスタイム制導入予定
- (2) 有給休暇
年次休暇及び結婚・出産・忌引等の特別休暇があります。
- (3) その他
育児休業制度、地方公務員等共済組合法による療養の給付、退職年金等の共済制度等があります。
また、職員の定年年齢は「松戸市職員の定年等に関する条例」に規定のとおりとなります。

12 問い合わせ

松戸市役所 総務部 人事課 人事班
電話（直通） 047-366-7306
試験当日臨時電話 070-2269-2617